

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出について

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか49名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団,
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 国土交通大臣 宛て

京都市会議長名

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路や橋りょう，上下水道等）の整備は，高度経済成長期の発展と共に，昭和40年代後半から加速した背景があり，現在，多くの社会資本が改築期（建設後30～50年）を迎えている。

社会資本は，生活の基盤であるだけでなく，災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが，近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加等による自治体財政の悪化から，防災・減災の強化はおろか，社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

京都市では，防災・減災関連事業を精査し，今後4年間の総事業費として873億円の財政見通しを立て，本年度当初予算では，橋りょうの耐震化や老朽化対策などに16億円，上下水道施設の耐震化に83億円など，総額161億円を確保し，既に事業執行している。しかし，橋りょうの長寿命化，上下水道施設の耐震化，地下鉄施設の老朽化対策，学校の防災拠点化，住宅の耐震化など，今後インフラの老朽化対策として多額の費用が必要と見込まれる。

地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について，重点的な予算配分を行い，地方負担額の軽減措置を講じるべきである。

よって国におかれては，橋りょうや道路施設の長寿命化，上下水道等の老朽施設の更新，防災拠点となる庁舎等の耐震化等について，補助採択基準の緩和や補助率の引上げなどの国庫補助制度の拡充及び交付対象事業の範囲拡大等の財政支援の拡充を強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。